昭和三十七年政令第四百三号 激甚災害に対処するための特別の財政援助

援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十 内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政 等に関する法律施行令

この政令を制定する。 号)の規定に基づき、 第一章 公共土木施設災害復旧事業等に関する 及び同法を実施するため、

第二章 中小企業に関する特別の助成 四条―第二十三条の二) 農林水産業に関する特別の助成(第十 特別の財政援助(第一条―第十三条) (第二十

その他の特別の財政援助及び助 四条—第三十二条) 成 (第

第四章 三十三条—第四十八条)

章 公共土木施設災害復旧事業等に関

(特定地方公共団体の基準等)

対する割合が都道府県にあつては百分の十、市項第一号の標準税収入をいう。以下同じ。)に 助等に関する法律(以下「法」という。)第三 町村にあつては百分の五を超えるものとする。 道府県又は市町村の標準税収入(法第四条第一 年の四月一日の属する会計年度における当該都 負担額を合算した額の当該激甚災害が発生した に掲げる事業ごとの当該都道府県又は市町村の いう。以下同じ。) に係る法第三条第一項各号 事項に係る法の規定の適用が指定された災害を 指定され、かつ、同条第二項の規定により当該 県又は市町村は、その年に発生した激甚災害 条第一項の政令で定める基準に該当する都道府 (法第二条第一項の規定により激甚災害として 激甚災害に対処するための特別の財政援

関する主務大臣が告示する。 (政令で定める公共土木施設)

前項の都道府県又は市町村は、同項の事業に

施行令(昭和二十六年政令第百七号)第一条各 設は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 二号に掲げる事業に係る国の負担割合が三分の 号に掲げる公共土木施設で、法第三条第一項第 一未満のものとする。 法第三条第一項第二号の政令で定める施

(堆積土砂に関する施設等の範囲

第三条 法第三条第一項第十二号の政令で定める 次の各号に掲げる施設(当該施設に

> が当該施設の維持又は修繕に属する事業として 係る堆積した泥土、砂礫、岩石、樹木等の排除 く。)とする。 当該事業に関する主務大臣が認めるものを除

第三条第一項に規定する河川 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)

年法律第六十七号)による道路 の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十 号)又は大都市地域における住宅及び住宅地 地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)、土 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)、

三 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九 法(昭和三十二年法律第百六十一号)による置し、及び管理する公園及び緑地(自然公園 号)による都市公園その他地方公共団体が設 自然公園を除く。)

による公共下水道(終末処理場を除く。)及 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)

(これに附属する公共施設を含む。)、 (これに附属する公共施設を含む。)、溝渠及地方公共団体又はその機関が管理する運河

六 地方公共団体が維持管理する貯木場及び木 条において「林業用施設」という。) 材流送路(以下次条、第十一条及び第二十一

七 号)による漁業権の設定されている水域(以 下次条及び第十一条において「漁場」とい 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七

(堆積の程度)

第四条 法第三条第一項第十二号の政令で定める 程度は、次の各号のいずれかに掲げる程度とす

堆積した泥土、砂礫、岩石、樹木等(以下こに伴い発生した土砂等の流入、崩壊等により内及び当該施設の区域外において、激甚災害 林業用施設及び漁場の区域内の堆積泥土等を行う排除事業の対象となる堆積泥土等並びに担し、又は補助する災害復旧事業に附随して 補助に関し別段の定めがある排除事業の対象 という。)のうち、他の法令に国の負担又は ること。 という。)の量が三万立方メートル以上であ 除いた堆積泥土等(以下「特定堆積泥土等」 となる堆積泥土等、国がその費用の一部を負 の条及び第二十一条において「堆積泥土等」 一の市町村の前条各号に掲げる施設の区域

> 内及び当該施設の区域外において、二千立方二 一の市町村の前条各号に掲げる施設の区域 る当該市町村の標準税収入の十分の一に相当生した年の四月一日の属する会計年度におけ 事業の事業費の合計額が、当該激甚災害が発あるものについて当該市町村が施行する排除 は五十メートル以内の間隔で連続する特定堆メートル以上の一団をなす特定堆積泥土等又 積泥土等でその量が二千立方メートル以上で する額を超えること。

等の量が一万立方メートル以上であること。 一 一の林業用施設の区域において、堆積泥土 方キロメートル当たり二百本以上であるこ 等である樹木が千本以上であり、かつ、一平 ル以上であり、かつ、平均の堆積高が二十セ樹木を除く堆積泥土等の量が五万立方メート1 一の市町村の地先の漁場の区域において、 ンチメートル以上であること、又は堆積泥土

(浸水状態の程度)

程度は、激甚災害に伴う破堤又は溢流により浸第五条 法第三条第一項第十四号の政令で定める 水した一団の地域につき、浸水面積が引き続き こととする。 一週間以上にわたり三十ヘクタール以上である

第六条 特定地方公共団体(法第三条第一項に規 定める額に区分して順次に当該各号に定める率 との市町村の負担額を合算した額を次の各号に う。) は、法第三条第一項各号に掲げる事業ご 特別財政援助額(以下「特別財政援助額」とい である市町村に係る法第四条第一項に規定する 定する特定地方公共団体をいう。以下同じ。) を乗じて算定した額を合算した金額とする。 (市町村の特別財政援助額の算定方法) 激甚災害が発生した年の四月一日の属する

え、百分の百までに相当する額については、 については、百分の六十 百分の七十 前号に規定する標準税収入の百分の十をこ

百分の五をこえ、百分の十までに相当する額会計年度における当該市町村の標準税収入の

三 第一号に規定する標準税収入の百分の百を こえ、百分の二百までに相当する額について は、百分の七十五

兀

をこえ、百分の四百までに相当する額につい

第一号に規定する標準税収入の百分の二百

ては、百分の八十

五. をこえる額に相当する額については、百分の 第一号に規定する標準税収入の百分の四百

(事業ごとの地方公共団体の負担額)

第七条 法第四条第一項に規定する法第三条第一 事業ごとの市町村の負担額は、その年に発生し 項各号に掲げる事業ごとの都道府県の負担額又 た激甚災害について、次に定めるところにより は前条に規定する法第三条第一項各号に掲げる 算出した金額を合算した金額とする。

う。) から国が負担し、又は補助する額を控 除した額とし、以下「査定事業費の額」とい は、その収入金の額を当該事業費の額から控 により当該費用に充てる収入金があるとき 後遅滞なく算定した事業費の額(法令の規定 ところにより当該主務大臣が激甚災害の発生 規定又は当該事業に関する主務大臣の定める 担し、又は補助するものについては、法令の 染症の患者に対する医療に関する法律(平成 家庭支援センター並びに感染症の予防及び感 施設及び同法第四十四条の二に規定する児童 第百六十四号)第四十条に規定する児童厚生 除した金額 に係る事業を除く。)で国が費用の一部を負 二条において「児童厚生施設等」という。) する結核指定医療機関(以下この条及び第十 十年法律第百十四号)第六条第十八項に規定 行する事業(児童福祉法(昭和二十二年法律 都道府県若しくは市町村又はその機関が施

一 都道府県若しくは市町村の組合若しくは港 負担額又は補助額を控除した金額 町村の分担額からその分担額に対応する国 対する当該組合の規約又は港務局の定款で定 補助するものについては、査定事業費の額に 行する事業で国が費用の一部を負担し、又は あつては、理事会)若しくは港務局の長が施 り管理者又は長に代えて理事会を置く組合に において準用する場合を含む。)の規定によ 号)に基づく港務局をいう。以下同じ。)又 務局(港湾法(昭和二十五年法律第二百十八 められた分担割合による当該都道府県又は市 七条の三第二項(同法第二百九十一条の十三 は当該組合の管理者若しくは長(地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百八十

費用の一部を負担するものについては、 国が施行する事業で都道府県又は市町

可丁寸 (可丁寸) 見合い(ない) に 国庁に
 又は港務局が費用の一部を負担するものにつ
 又は港務局が費用の一部を負担するものにつ
 国が施行する事業で第二号に規定する組合

五 市町村(市町村の組合を含む。)が施行する事業で国及び都道府県がそれぞれ費用の一な査定事業費の額については、都道府県にあつては査定事業費の額に対する当該組合の規約で定た金額(市町村の組合を組織する市町村除した金額(市町村の組合を組織する市町村除した金額(市町村の組合を組織する市町村除した金額(市町村の組合を組織する市町村のよる工事業費の額に対いて当該都道府県がられた分担割合による当該市町村の分担額に対応する国及び都道府県のからその分担額に対応する国及び都道府県のよる対域では、都道府県がよる。)が施行する事業で国及び都道府県がたる。)が施行する事業で国及び都道府県が表面が、新道府県にあっては、当該組合が表面を担談した。)が施行する事業で国及び都道府県の人間では、新道府県にあっては、当該組合が表面といる。

道府県が負担し、又は補助する金額から国が 都道府県の負担し、又は補助する金額の一部費用の一部を負担し、又は補助し、国が当該 事業費につき国が費用を負担しないもの(児 道府県の負担額又は補助額を控除した金額) 分担額から当該市町村の分担額に対応する都 の規約で定められた分担割合による市町村の 事業に係る査定事業費の額に対する当該組合 事業費の額から都道府県が負担し、又は補助 金額を控除した金額、市町村にあつては査定 当該都道府県に対して負担し、又は補助する 道府県にあつては査定事業費の額について都 を負担し、又は補助するものについては、都 条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五 く。) で都道府県(地方自治法第二百五十二 行する事業(児童厚生施設等に係る事業を除 福祉法人その他の地方公共団体以外の者が施 する市町村にあつては、当該組合が施行する この号及び第九条第四項において同じ。)が する額を控除した金額(市町村の組合を組織 十二条の二十二第一項の中核市を含む。以下 都道府県又は市町村が施行する事業でその 市町村(市町村の組合を含む。)又は社会

査定事業費には、一の施設についてその復旧に|十一号の二に掲げる災害復旧事業に係る前項の|法第三条第一項第五号から第十号まで及び第

童厚生施設等に係る事業を除く。)について

条に規定する幼稚園(第十二条第一項第一号に う。)、感染症の予防及び感染症の患者に対する 条第一項に規定する国立大学法人を含む。)が おいて「特定私立幼稚園」という。)について 校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一 核指定医療機関を除く。)並びに子ども・子育 染症指定医療機関(同条第十八項に規定する結 医療に関する法律第六条第十二項に規定する感 保連携型認定こども園(第十二条第一項第一号 部改正法附則第三条第二項に規定するみなし幼 設置したものを除く。)及び認定こども園法一 大学法人法 (平成十五年法律第百十二号) 第1 設置された幼保連携型認定こども園(国(国立 法」という。) 附則第四条第一項の規定により の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改 二条又は就学前の子どもに関する教育、保育等 関する法律(平成十八年法律第七十七号)第十 要する費用の額が六十万円(児童福祉法第三十 は、三十万円)未満のものは、算入しないもの 十七条第一項の規定により確認された私立の学 において「幼保連携型認定こども園等」とい 下この項において「認定こども園法一部改正 正する法律(平成二十四年法律第六十六号。以 に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に 九条第一項に規定する保育所、就学前の子ども て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第二 3

【★「国よ、毎巨也ゴベキ団本ご系な寿川才女(特別財政援助額の事業別の交付等の方法)とする。

第八条 国は、特定地方公共団体に係る特別財政援助額を次の算式により法第三条第一項各号に掲げる事業ごとに分割し、その分割した特別財政援助額(以下「事業別財政援助額」という。)の当該各事業に係る査定事業費の額等に対するところにより、これらの事業に係る国の負担割合を、次項から第四項まで又は次条に定めるところにより、これらの事業で係る国の負担割合を、次項から第四項まで又は次条に定めるところにより、これらの事業に係るを受付し、又は負担金を合に加算して、交付金を交付し、又は負担金を合に加算して、交付金を交付し、又は負担金を高減少するものとする。

額の合算額) に掲げる事業ごとの特定地方公共団体の負担に係る特別財政援助額/法第3条第1項各号に係る特別財政援助額/法第3条第1項各号に掲げる事業ごとの特定法第3条第1項各号に掲げる事業ごとの特定

業については、事業別財政援助額の査定事業費合に加算し、同項第三号又は第四号に掲げる事に対する割合をこれらの事業に係る国の負担割ついては、事業別財政援助額の査定事業費の額2 前条第一項第一号又は第二号に掲げる事業に

る。 方公共団体の負担割合から減少するものとすの額に対する割合をこれらの事業に係る特定地

項 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)の規定の適用を受和二十六年法律第九十七号)の規定の適用を受和二十六年法律第九十七号)の規定の適用を受正を適用するものとし、当該一の事業としての事業別財政援助額の前条第一項第一号又は第四号に該当する事業に係る査定事業費の額及び同項第二号又は第四号に該当する事業に係る特定地方公共団体の分担額の総額に対する割合(同地方公共団体の分担額の総額に対する割合(同地方公共団体の分担額の総額に対する割合(同地方公共団体の分担額の総額に対する割合(同地方公共団体の分担額の総額に対する事業に係る特定地方公共団体の分担割合を乗じた。その割合に当該組合の規定である事業とみなして同額の査定事業費の額に対する事業に係る特定地方公共団体の分担割合を乗じた。

いた 第二条第一頁第三号と掲げる事業についてをその事業に係る交付金の割合とする。 事業別財政援助額の査定事業費の額に対する割事業別財政援助額の査定事業費の額に対する割

第九条 第七条第一項第五号に掲げる事業については、国の負担割合にあつては、市町村の事業別財政援助額及び都道府県の事業別財政援助額及び都道府県の事業別財政援助額の査定事当該事業に関する主務大臣の定めるところによ当該事業に関する主務大臣の定めるところによ当該事業に関する主務大臣の定めるところにより、当該都道府県の事業別財政援助額の査定事業費の額に対する割合を当該負担割合いら減少業費の額に対する割合を当該負担割合いら減少するものとする。

2 市町村(市町村の組合を含む。)が施行する 書合を当該事業に係る都道府県の負担割合に 対の事業別財政援助額の査定事業費の額に対す する主務大臣の定めるところにより、当該事業を随行する主務大臣の定めるところにより、当該事業を施行 する主務大臣の定めるところにより、当該事業を施行 する 書合を 当該事業に係る都道府県の負担割合に 加算するものとする。

村の事業別財政援助額(当該都道府県が特定地村の事業別財政援助額を交付する場合における当該事業別財政援助額を交付する場合における当該事業別財政援助額を交付する場合における当該事業別財政援助額を交付する場合における当該の規定により都道府県が特定地方公共団

会額の同項の規定により都道府県が負担し、又のとす 事業別財政援助額を加算した金額)を合算した特定地 方公共団体である場合には、更に、都道府県の

は補助する金額に対する割合とする。

4 前項に規定するもののほか、特定地方公共団体である都道府県が費用の一部を負担し、又は補助する金額に対する割道府県が負担し、又は補助する第七条第一項第六号に掲げる事業につけては、都道府県の事業別財政援助額の当該都合をそれぞれの事業に係る国の負担割合に加算されては、都道府県が費用の一部を負担し、又は

(事業別財政援助額等に係る割合の算定)

第十条 前二条の規定により算定する事業別財政第十条 前二条の規定により算定する事業別をは、小

(排土排水事業に係る主務大臣の区分)

第十一条 法第四条第四項の政令で定める区分第十一条 法第四条第四項の政令で定める区分第十一条 法第四条第四項第十四号に掲げる事業でその地域が主として市街地である一団の資水地域に係るものにあつては、国土交通大臣、同項第十二号に掲げる事業及び同項第十四号に掲げる事業で国土交通大臣、同項第十二号に掲げる事業で国土交通大臣、同項第十二号に掲げる事業で国土交通大臣の政外のものにあつては、農林水産大臣とすの以外のものにあつては、農林水産大臣とすの以外のものにあつては、農林水産大臣とすの以外のものにあつては、農林水産大臣とすの以外のものにあつては、農林水産大臣とする。

する補助) (地方公共団体以外の保護施設等の設置者に対

第十二条 まで、第九号又は第十一号の二に掲げる事業に 定都市及び中核市の区域を除く。)内にある法 県にあつては、当該都道府県の区域内にある指 二十二第一項の中核市(以下この条において 自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市 う。)を当該施設の所在する都道府県又は地 当該施設の設置者に交付すべきものとして、 号又は第十一号の二に掲げる事業ごとの施設に 第三条第一項第五号から第六号の三まで、第九 県又は指定都市若しくは中核市の区域(都道府 市」という。)若しくは同法第二百五十二条の る額(以下この条において「特別交付額」とい 該施設の災害復旧事業費の十二分の一に相当す (以下この条及び第四十三条において「指定都 ついて、法第四条第五項の規定により、国が、 「中核市」という。)に交付する場合は、都道府 法第三条第一項第五号から第六号の三 当

ついて、それぞれ次の要件に該当する場合とす

対する激甚災害を受けた保護施設、児童福祉施設」という。)又は特定私立幼稚園の数に 自立支援施設(市町村又は社会福祉法人が設第一項の規定により都道府県が設置した女性 十三号)第十五条の規定により設置された養園等、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三 以上であること。 立幼稚園」という。)の数の割合が十分の一 被災幼保連携型認定こども園等、被災老人ホ おいて「被災保護施設、被災児童福祉施設 は六十万円未満のものを除く。以下この条に 第三十九条第一項に規定する保育所、幼保連 (その復旧に要する費用の額が、児童福祉法ム、女性自立支援施設又は特定私立幼稚園 施設、幼保連携型認定こども園等、老人ホー を含む。以下この号において「女性自立支援 に規定する自立支援の委託を受けているもの 置した女性自立支援施設で都道府県から同項 る法律(令和四年法律第五十二号)第十二条 護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム 福祉施設」という。)、幼保連携型認定こども 生施設等を除く。以下この号において「児童 規定により設置された児童福祉施設(児童厚 童福祉法第三十五条第二項から第四項までの 年法律第百四十四号)第四十条若しくは第四 携型認定こども園等及び特定私立幼稚園にあ 。)、困難な問題を抱える女性への支援に関す 下この号において「保護施設」という。)、児 つては三十万円未満、その他の施設にあつて (以下この号において「老人ホーム」という 当該区域における生活保護法(昭和二十五 ム、被災女性自立支援施設又は被災特定私 一条の規定により設置された保護施設(以

一 当該区域における被災保護施設、被災児童 施設当たりの平均額が八十万円以上であるこ 被災特定私立幼稚園の復旧に要する費用の一 被災老人ホーム、被災女性自立支援施設又は 福祉施設、被災幼保連携型認定こども園等、

稚園ごとに都道府県又は指定都市若しくは中核 被災幼保連携型認定こども園等、被災老人ホー が設置した被災保護施設、被災児童福祉施設、 都市若しくは中核市は、地方公共団体以外の者 特別交付額の交付を受けた都道府県又は指定 被災女性自立支援施設又は被災特定私立幼

> 市が負担し、又は補助する額に当該施設に対す る特別交付額を加えた額を、当該施設の設置者 に交付しなければならない。

第十三条 第八条又は第九条の規定による事業別 とする。 翌年度以降において交付することができるもの 財政援助額に係る交付金は、毎会計年度におい ない事情があると認められる場合においては、 実施状況等に応じて、当該年度内に交付するも 係る負担金若しくは補助金の額又は当該事業の (事業別財政援助額に係る国の交付金の交付等) のとする。ただし、特別の理由によりやむを得 て交付する法第三条第一項各号に掲げる事業に

2 この章に定めるもののほか、法第四条の規定 る主務大臣が定める。 項は、法第三条第一項各号に掲げる事業に関す による特別財政援助額の交付等に関し必要な事

置の対象となる地域) (農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措 第二章 農林水産業に関する特別の助

第十四条 法第五条第一項の政令で定める地域 害復旧事業及び災害関連事業に係るものにあつ は、農地及び農業用施設の災害復旧事業(法第 じ。)に係るものにあつては第一号、林道の災 下この条及び次条から第十八条までにおいて同 五条第一項に規定する災害関連事業をいう。以 じ。)並びに農業用施設の災害関連事業(法第 下この条及び次条から第十九条までにおいて同 五条第一項に規定する災害復旧事業をいう。以 ては第二号に掲げる区域とする。

域内にある農地が受益する農業用施設についその市町村の区域内にある農地又はその区 事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭 旧事業及び災害関連事業に要する経費の額か た額をこえる市町村の区域 災害を受けたものの総数を二万円に乗じて得 農地につき耕作の事業を行なう者で当該激甚 十七条までにおいて「通常補助控除額」とい し引いて得た額(以下この条及び次条から第 国が補助する額又は通常国が補助する額を差 置法」という。)第三条第一項の規定により 和二十五年法律第百六十九号。以下「暫定措 ら、当該経費につき農林水産業施設災害復旧 て、その年に発生した激甚災害に係る災害復 の総額が、その市町村の区域内にある

二 その市町村の区域内にある林道について、 その年に発生した激甚災害に係る林道の災害

> 前項の区域は、農林水産大臣が告示する。 額をこえる市町村の区域 総延長のメートル数を百八十円に乗じて得た 業に係る林道のその市町村の区域内における

置の対象となる額の区分) いて、その年に発生した激甚災害に係る災害二 市町村ごとに、その区域内にある林道につ (農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別 常補助控除額に応じてあん分した額 旧事業及び災害関連事業に係るそれぞれの通 の額を奥地幹線林道とその他の林道の災害復 た額をこえる場合において、そのこえる部分 ける総延長のメートル数を百十円に乗じて得 連事業に係る林道のその市町村の区域内にお 除額の総額が、当該災害復旧事業及び災害関 復旧事業及び災害関連事業に係る通常補助控

第十六条 前条各号に掲げる額に相当する部分の 額は、次の各号に掲げる事業ごとに、 1掲げる額に区分するものとする。 当該各号

農業用施設の災害関連事業 農地及び農業用施設の災害復旧事業並びに

施設(以下この号において「農地等」とい はその区域内にある農地が受益する農業用 条において「市町村別通常補助控除総額 害に係る通常補助控除額の総額(以下この う。) について、その年に発生した激甚災 市町村ごとに、その区域内にある農地又

の総額が、当該災害復旧事業及び災害関連事 復旧事業及び災害関連事業の通常補助控除額 災害復旧事業及び農業用施設の災害関連事 じて得た額をこえ二万円を乗じて得た額ま 該激甚災害を受けた者の総数を一万円に乗 る農地につき耕作の事業を行なう者で当 という。)のうち当該市町村の区域内に での部分の額を、当該農地と農業用施設

置の対象となる額) (農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措

別通常補助控除総額のうち当該市町村の区市町村ごとに、農地等について、市町村

業に係るそれぞれの通常補助控除額に応じ

てあん分した額

第十五条 法第五条第二項の政令で定める額は 用施設の災害関連事業に係るものにあつては第 農地及び農業用施設の災害復旧事業並びに農業 係るものにあつては第二号に掲げる額とする。 一号、林道の災害復旧事業及び災害関連事業に 業用施設の災害関連事業に係るそれぞれの通当該農地と農業用施設の災害復旧事業及び農 常補助控除額に応じてあん分した額 こえる場合において、そのこえる部分の額を 受けたものの総数を一万円に乗じて得た額を 助控除額の総額が、その区域内にある農地に 災害復旧事業及び災害関連事業に係る通常補 について、その年に発生した激甚災害に係る その区域内にある農地が受益する農業用施設 つき耕作の事業を行なう者で当該激甚災害を 市町村ごとに、その区域内にある農地又は

害関連事業に係るそれぞれの通常補助控除用施設の災害復旧事業及び農業用施設の災

額に応じてあん分した額

得た額までの部分の額を、当該農地と農業

万円に乗じて得た額をこえ六万円を乗じて 者で当該激甚災害を受けたものの総数を二 域内にある農地につき耕作の事業を行なう

林道の災害復旧事業及び災害関連事業 の通常補助控除額に応じてあん分した額 当該農地と農業用施設の災害復旧事業及び 別通常補助控除総額のうち当該市町村の区 万円に乗じて得た額をこえる部分の額を、 者で当該激甚災害を受けたものの総数を六 域内にある農地につき耕作の事業を行なう 農業用施設の災害関連事業に係るそれぞれ 市町村ごとに、農地等について、市

常補助控除額に応じてあん分した額 事業及び災害関連事業に係るそれぞれの 該奥地幹線林道とその他の林道の災害復旧 災害復旧事業及び災害関連事業に係る林道 線林道又はその他の林道(以下この号にお 百円に乗じて得た額までの部分の額を、 のその市町村の区域内における総延長のメ て、市町村別通常補助控除総額のうち当該 いて「奥地幹線林道等」という。)につい 市町村ごとに、その区域内にある奥地幹 トル数を百十円に乗じて得た額をこえ二 当 通

災害復旧事業及び災害関連事業に係る林道て、市町村別通常補助控除総額のうち当該 事業及び災害関連事業に係るそれぞれの 該奥地幹線林道とその他の林道の災害復旧 のその市町村の区域内における総延長のメ 常補助控除額に応じてあん分した額 百円に乗じて得た額までの部分の額を、 1円に乗じて得た額までの部分の額を、当-トル数を二百円に乗じて得た額をこえ五 市町村ごとに、奥地幹線林道等につい

市町村ごとに、奥地幹線林道等につい 市町村別通常補助控除総額のうち当該

林道の災害復旧事業及び災害関連事業に係 部分の額を、当該奥地幹線林道とその他の 災害復旧事業及び災害関連事業に係る林道 るそれぞれの通常補助控除額に応じてあん のその市町村の区域内における総延長のメ トル数を五百円に乗じて得た額をこえる

第十七条 法第五条第二項の政令で定める率は 次のとおりとする。 (農地等の災害復旧事業等に係る特別補助の率)

農業用施設の災害関連事業に係るもの 農地及び農業用施設の災害復旧事業並びに

十分の七 前条第一号ロに規定する額については、 前条第一号イに規定する額については、

十分の九 十分の八 前条第一号ハに規定する額については、

一 林道の災害復旧事業及び災害関連事業に係 るもの 前条第二号イに規定する額については

十分の八 前条第二号ハに規定する額については 前条第二号ロに規定する額については

十分の七

(農地等の災害復旧事業等に係る補助金の交付

第十八条 法第五条第一項の規定により国が補助 用申請書を農林水産大臣に提出しなければなら おいて、補助を受けようとする都道府県は、農 を暫定措置法第三条第一項の規定による補助金復旧事業に係るものの交付については、その額 林水産省令で定めるところにより、特別措置適 とみなして同法の規定を適用する。この場合に する額のうち農地、 、農業用施設又は林道の災害

のうち農業用施設又は林道の災害関連事業に係 法第五条第一項の規定により国が補助する額 農林水産大

助の特例の対象となる地域等) 臣の定めるところにより交付する。 るものは、通常の補助とあわせて、 (農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補

第十九条 法第六条の政令で定める地域は、第 号及び第二号に掲げる区域並びに農業協同組 害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 合、農業協同組合連合会又は農林水産業施設災

> 条第三号に掲げる者が所有する共同利用施設 掲げる者が所有するものにあつては、林業に係 者で農業の振興を主たる目的とするもの若しく 条の二第一号に掲げる者、同条第二号に掲げる 水産業に係るものに限る。)に係るものにあつ 産業の振興を主たる目的とするもの若しくは同 水産業協同組合又は同条第二号に掲げる者で水 るものに限る。)に係るものにあつては第四号、 号に掲げる者が所有する共同利用施設(同号に 振興を主たる目的とするもの若しくは同条第三 組合連合会又は同条第二号に掲げる者で林業の 設(同号に掲げる者が所有するものにあつて は同条第三号に掲げる者が所有する共同利用施 施行令(昭和二十五年政令第百五十二号)第一 (同号に掲げる者が所有するものにあつては、 つては第三号、森林組合、生産森林組合、森林 は、農業に係るものに限る。)に係るものにあ 2

ては第五号に掲げる区域とする。 第十四条第一項第一号に掲げる区域

部分で農林水産大臣の定めるものに限る。)は、当該市町村の区域のうち当該地域を含む比して著しく狭少と認められる場合にあつて比して著しく狭少と認められる場合にあつての面積が当該市町村の区域内の農地の面積に 町村の区域 うち当該激甚災害に係る同条第一項に規定す その市町村の区域内において農業を営む者の 第二項に規定する特別被害農業者の総数が、 業者等に対する資金の融通に関する暫定措置 のうち激甚災害に係る天災による被害農林漁 事業に係る地域に農地の存する市町村の区域 定により国がその費用を補助する湛水の排除 る被害農業者の総数の百分の三十を超える市 項において「天災融資法」という。)第二条 (当該市町村の区域内の当該地域に係る農地 その市町村の区域内において農業を営む者 法第三条第一項第十四号又は法第十条の規 (昭和三十年法律第百三十六号。以下この

兀 市町村の区域内において林業を営む者のうち項に規定する特別被害林業者の総数が、その 害林業者の総数の百分の三十を超える市町村 当該激甚災害に係る同条第一項に規定する被 のうち激甚災害に係る天災融資法第二条第二 の区域 その市町村の区域内において林業を営む者

2

Ŧī. 項に規定する特別被害漁業者の総数が、その のうち激甚災害に係る天災融資法第二条第二 その市町村の区域内に住所を有する漁業者

4

貯木場及び木材流送路とする。

組合又は前項に規定する者の維持管理している

法第九条の政令で定める林業用施設は、森林

の区域 害漁業者の総数の百分の三十を超える市町村 当該激甚災害に係る同条第一項に規定する被 市町村の区域内に住所を有する漁業者のうち

3 復旧事業の事業費が四十万円を超える場合にお 激甚災害を受けた共同利用施設についての災害 置法第三条第二項第五号の政令で定める額は、 法第六条の規定により読み替えられる暫定措 前項の区域は、農林水産大臣が告示する。

対象となる地域等) (開拓者等の施設災害復旧事業に対する補助の いて、その超える部分の額とする。

設についての同条の政令で定める地域は、その第二十条 法第七条第一号又は第二号に掲げる施 2 ずれかに該当する市町村又は市町村の地先水面動植物の養殖施設の種類ごとに、次の各号のい の政令で定める地域は、別に政令で定める水産 数の百分の十を超える市町村の区域とする。 又はその市町村の区域内にある開拓者の住宅の程度以上に損壊したものに限る。)の数が十戸 市町村の区域内にある開拓者の住宅で激甚災害 により損壊したもの(全壊したものその他半壊 法第七条第三号に掲げる施設についての同条

は数の百分の二十を超える市町村又は市町村て養殖の用に供されていた養殖施設の面積又その市町村又はその市町村の地先水面においの面積又は数が、当該激甚災害の発生の際にの面積又は数が、当該激甚災害の発生の際に 殖の用に供されていた養殖施設で当該激甚災の地先水面において激甚災害の発生の際に養 区域とする。 の地先水面 害を受けたものをいう。次号において同じ。) 被災養殖施設(その市町村又はその市町

3 (森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対 する補助の対象となる区域等) 前二項の区域は、農林水産大臣が告示する。円を超える市町村又は市町村の地先水面 被災養殖施設に係る被害額の合計が二千万

が一万立方メートル以上である林業用施設の区の林業用施設の区域において、堆積泥土等の量第二十一条 法第九条の政令で定める区域は、一 域とする。

2

3 する。 合、森林組合連合会及び中小企業等協同組合と 法第九条の政令で定める者は、生産森林組 前項の区域は、 農林水産大臣が告示する。

第二十二条 甚災害に伴う破堤又は溢流により浸水した一団(二十二条 法第十条の政令で定める区域は、激

補助の対象となる区域等)

(土地改良区等の行なう邁水排除事業に対する

にわたり三十ヘクタール以上である区域とす の地域につき、浸水面積が引き続き一週間以上

2 3 について、湛水の排除事業を施行する場合とす割合以上の面積が土地改良区の地区である区域 農林水産大臣が財務大臣と協議して定める一定 合が、第一項の区域のうち、浸水面積について ができる場合は、土地改良区又は土地改良区連 国が法第十条の規定により補助を行なうこと 前項の区域は、農林水産大臣が告示する。

る都道府県等) (共同利用小型漁船の建造費の補助の対象とな

第二十三条 法第十一条第一項の政令で定める都 道府県は、次の各号の要件のすべてをみたすも のとして農林水産大臣が指定する都道府県とす

船(沈没し、若しくは滅失し、又は第四項に 隻数が百隻をこえること。 かつ、その営む漁業の用に供していたもの 県の区域内に住所を有する漁業者が所有し、 下この条において「被害小型漁船」という。) 規定する著しい被害を受けたものに限る。以 で、当該激甚災害を受けた際に、その都道府 激甚災害を受けた第三項に規定する小型漁

一 その都道府県の区域の一部をその地区とす 漁業の用に供していた被害小型漁船(以下こ 甚災害を受けた際に所有し、かつ、その営む組合(その組合員につきその組合員が当該激 る漁業協同組合の総数に対するその都道府県 割合が百分の十をこえること。 いう。)がある漁業協同組合をいう。)の数 の条において「組合員所有被害小型漁船」と の区域の一部をその地区とする被害漁業協同

組合とする。 船の隻数の割合が百分の二十をこえる漁業協同 型漁船の総隻数に対する組合員所有被害小型漁 の営む漁業の用に供していた次項に規定する小 合員が激甚災害の発生の際に所有し、かつ、そ の隻数が十隻をこえる漁業協同組合又はその する漁業協同組合は、組合員所有被害小型漁 法第十一条第二項の政令で定める要件に該当

- 3 漁船とする。 法第十一条第二項の政令で定める小型漁船 無動力漁船及び総トン数五トン以下の動力
- 5 ことが著しく困難な程度の損壊とする。 は、修繕することができないか、又は修繕する 法第十一条第二項の政令で定める著しい被害
- 合が組合員所有被害小型漁船の隻数及び合計総めに要する経費は、同項に規定する漁業協同組 トン数の範囲内における隻数及び合計計画総ト に限るものとする。 ン数の小型の漁船を建造するために要する経費 法第十一条第二項の小型の漁船を建造するた

(森林災害復旧事業に対する補助の対象となる

第二十三条の二 定める地域は、その市町村の区域内にある森林 村の区域とする。 る場合には、四十ヘクタール)以上である市町 タール(当該激甚災害が暴風雨によるものであ 当該森林で復旧を要するものの面積が九十へク 場合には、四千五百万円)以上であり、かつ、 万円(当該激甚災害が暴風雨によるものである で激甚災害を受けたものに係る被害額が千五百 法第十一条の二第一項の政令で

前項の区域は、農林水産大臣が告示する。

目的としない法人で農林水産大臣が定めるもの 八号に掲げる者並びに造林の事業を行う営利を 十六号)第十一条第三号から第五号まで及び第 は、森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七 法第十一条の二第二項の政令で定めるもの

に必要な作業路の開設を含む。)にあつては災の伐採跡地における造林(当該作業を行うため 発生年度及び翌年度内に施行するものとする。 必要な作業路の開設を含む。)にあつては災害 した造林木の引起こし(当該作業を行うために 害発生年度及びこれに続く四箇年度以内、倒伏 う。) 及びこれに続く三箇年度以内、被害木等 生した会計年度(以下「災害発生年度」とい 業路の開設を含む。)にあつては激甚災害の発 伐採及び搬出(当該作業を行うために必要な作 法第十一条の二第二項の事業は、被害木等の 法第十一条の二第二項の政令で定める基準

ち、地形その他の自然的条件及び林道の開設 その他の林業生産の基盤の整備の状況からみ 激甚災害を受けた人工林(植栽又は播種に 次のとおりとする。 つて育成された森林をいう。) の区域のう

> ついて行うものであること。 められるおおむね五ヘクタール以上の区域に て当該事業を一体として行うことが必要と認

準その他の技術的基準に適合するものである て農林水産大臣が定める森林施業に関する基 森林に係る公益的機能、被害の態様等に応じ 激甚災害を受けた森林の復旧に関し、当該

(中小企業信用保険法による災害関係保証の特 第三章 中小企業に関する特別の助成

第二十四条 法第十二条第一項の政令で定める日 財務大臣と協議して定める日とする。 月をこえない範囲内において、経済産業大臣が は、激甚災害の指定があつた日から起算して六

第二十五条 法第十二条第一項第一号の政令で定 る被害が発生した市町村(特別区を含む。)の 域」という。)とする。 第二十七条において「激甚災害による被災区 市の区若しくは総合区の区域とする。次条及び の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該 める地域は、激甚災害により災害救助法施行令 区域(地方自治法第二百五十二条の十九第一項 (昭和二十二年政令第二百二十五号) 第一条第 一項第一号から第三号までのいずれかに該当す

第二十六条 削除

る補助の対象となる施設) (事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対す

第二十七条 法第十四条の倉庫、生産施設、 施設その他共同施設(以下この条において単に11十七条 法第十四条の倉庫、生産施設、加工 といい、その施設の災害復旧に要する経費が三 のは、激甚災害による被災区域のうち、事業協 市町村の区域内にある次の各号に該当する共同 組合等の数で除して得た額が百五十万円以上の のの復旧に要する経費の総額を、当該事業協同 害を受けた施設でその市町村の区域内にあるも 合会(以下この条において「事業協同組合等」 会、協業組合又は商工組合若しくは商工組合連 同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合 「共同施設」という。)であつて政令で定めるも 施設とする。 十万円未満であるものを除く。)の当該激甚災

合等の運営上経済効果の小さいもの及び当該 共同作業場及び原材料置場(当該事業協同組 十万円以上の事業協同組合等の共同施設のう その施設の災害復旧事業に要する経費が三 倉庫、生産施設、加工施設、検査施設、

> において「被害共同施設」という。) 用構成員」という。) の規模又は利用量に比 合の組合員を含む。以下この条において「利 商工組合連合会にあつては、その会員たる組 業協同組合等の構成員(協同組合連合会及び して著しく大であるものを除く。以下この条 施設の規模又は能力が当該施設を利用する事

二 次のいずれかに掲げる事業協同組合等の被

組合員)の数で除して得た額が十万円以上総額を利用構成員(協業組合にあつては、 の事業協同組合等の被害共同施設

第三十四条 法第十六条第一項の規定による国の じたと認められる被害に係るもの又は著しく維 行わないものとする。 認められる被害に係るものについては、 持管理の義務を怠つたことに基づいて生じたと 計の不備若しくは工事施行の粗漏に基づいて生 条において「復旧事業費」という。)の額が一 同じ。)のうち、その災害の復旧に要する経費 定する建物等をいう。以下第三十六条において 補助は、公立社会教育施設の建物等(同項に規 について行うものとする。ただし、明らかに設 の公立社会教育施設ごとに六十万円以上のもの (以下この条、次条、第三十七条及び第三十八 補助を

2 額は、法第十六条第一項に規定する工事費(以 公立社会教育施設の復旧事業費のうち事務費の 法第十六条第一項の規定により国が補助する

うものとする。ただし、明らかに設計の不備若

られる被害に係るもの又は著しく維持管理の義

しくは工事施行の粗漏に基づいて生じたと認

3 げる建物の被害の程度の区分に応じて同表下欄たりの基準額に、当該施設の別表第二上欄に掲 設の種類に応じて同表下欄に掲げる建物一坪当 の額は、別表第一上欄に掲げる公立社会教育施 に百分の一を乗じて算定した額とする。 下第三十六条及び第三十七条において同じ。) 公立社会教育施設の復旧事業費のうち設備費

その施設の災害復旧事業に要する経費の

ことその他特別の理由により、当該算定方法に

よることが著しく不適当であると認められると

に比して設備の被害の程度が著しく大きかつた

前項の場合において、当該建物の被害の程度

じて算定するものとする。

に掲げる割合及び災害を受けた建物の面積を乗

きは、文部科学大臣は、財務大臣と協議して当

該設備費の額を算定することができる。

(都道府県の事務費)

第二十八条から第三十二条まで 削除 たものの数が利用構成員の総数の百分の三 床上浸水その他これらに準ずる損害を受け な事業用資産について全壊、流失、半壊、 害により当該区域内にある事業所又は主要 十を超える事業協同組合等の被害共同施設 区域内に事業所を有し、かつ、当該激甚災 利用構成員のうち、激甚災害による被災

第三十三条 法第十六条第一項の政令で定める施 いる市町村の組合を含む。)が設置する公民館、 る都道府県又は市町村(当該市町村が加入して設は、法第三条第一項の特定地方公共団体であ 「公立社会教育施設」という。)とする。 部科学大臣が財務大臣と協議して定める施設 図書館、体育館、運動場、水泳プールその他文 (以下次条、第三十五条及び別表第一において (公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助) 第四章 その他の特別の財政援助及び助成

> 第三十五条 法第十六条第三項の規定により国 社会教育施設の災害の復旧に係る復旧事業費 域内に存する市町村が当該年度中に行なう公立 都道府県に交付する経費は、当該都道府県の区 況等を考慮して、文部科学大臣が交付する。 総額、当該災害の復旧を行なう市町村の分布状 (私立学校施設災害復旧事業に対する補助)

第三十六条 法第十七条第一項の政令で定める建 第三十七条 法第十七条第一項の規定による国 二百十万円以上、短期大学にあつては二百四 おいて同じ。)のうち、その災害の復旧に要す 災私立学校施設をいう。以下この条及び次条に 補助は、被災私立学校施設(同項に規定する被 して得た額が七百五十円以上のものとする。 表第四において「児童等」という。)の数で除生徒又は学生(以下次条並びに別表第三及び別 被災時における当該私立の学校の幼児、児童、 物等は、激甚災害を受けた一の私立の学校の用 万円以上、大学(短期大学を除く。)にあつて の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含 前期課程を含む。)及び中学校(義務教育学校 る一の私立の学校当たりの工事費の額が、幼稚 に供される建物等の復旧に要する工事費の額を は三百万円以上であるものについてそれぞれ行 (中等教育学校の後期課程を含む。) にあつては む。)にあつては百五十万円以上、高等学校 つては九十万円以上、小学校(義務教育学校の 園にあつては六十万円以上、特別支援学校にあ

務を怠つたことに基づいて生じたと認められる 2 被害に係るものについては、補助を行わないも

額は、工事費に百分の一を乗じて算定した額と 被災私立学校施設の復旧事業費のうち事務費の 法第十七条第一項の規定により国が補助する

割合を乗じて算定するものとする。 ごとの面積の当該学校の建物の全面積に対する 建物の同表上欄に掲げる区分による被害の程度 応じて同表下欄に掲げる割合及び災害を受けた 表第二上欄に掲げる建物の被害の程度の区分に のとする。)を乗じて得た額に、当該学校の別 表第四に定めるところにより、補正を行なうも 額に被災時における当該学校の児童等の数(別 じて同表下欄に掲げる児童等一人当たりの基準 の額は、別表第三上欄に掲げる学校の種類に応 被災私立学校施設の復旧事業費のうち設備費 2

いて準用する。 第三十四条第四項の規定は、前項の場合につ

(都道府県の事務費)

第三十八条 法第十七条第二項において準用する 災私立学校施設の復旧事業費の総額、当該災害 て、文部科学大臣が交付する。 の復旧に係る私立の学校の分布状況等を考慮し の私立の学校の設置者が当該年度中に行なう被 立の学校を設置する学校法人又は学校法人以外 に交付する経費は、当該都道府県の区域内に私 同法第十六条第三項の規定により国が都道府県 地域は、次の各号のいずれかに該当する地方公

は、次の各号のいずれかに該当する区域とす第三十九条 法第二十一条の政令で定める地域

(水防資材に関する補助の特例の対象となる地

該都道府県が水防のため使用した次条第二項補助する場合にあつては、激甚災害に関し当 える都道府県の区域 の資材の取得に要した費用が百九十万円を超 法第二十一条の規定により都道府県に対し

項の資材の取得に要した費用が三十五万円を 水防管理団体が水防のため使用した次条第二 助する場合にあつては、激甚災害に関し当該 おいて「水防管理団体」という。) に対し補 定する水防管理団体(以下この号及び次条に 十四年法律第百九十三号)第二条第二項に規法第二十一条の規定により水防法(昭和二 超える水防管理団体の区域

第二百四十七号)第三条の規定による国の負 設災害復旧費国庫負担法(昭和二十八年法律 (水防資材の費用) 前項の区域は、国土交通大臣が告示する。

第四十条 法第二十一条の政令で定める費用 激甚災害に関し水防のため使用した資材の取得 三十五万円を超える部分とする。 十万円を超える部分、水防管理団体にあつては に要した費用のうち、 都道府県にあつては百九

用途に使用することができるもの及び公共土木る。ただし、水防の用途に再使用し、又は他の 用に係るものを除く。 線、くぎ、かすがい、蛇籠、置石及び土砂とすしろ、縄、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄一前項の資材は、俵、かます、布袋類、畳、む 規定により災害復旧事業の事業費に含まれる費 施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第四条の

となる地域) (罹災者公営住宅建設事業に対する補助の対象

第四十一条 法第二十二条第一項の政令で定める 地域は、その市町村の区域内にある住宅で激甚 災害により滅失したものの戸数が百戸以上又は 上である市町村の区域とする。 その市町村の区域内にある住宅の戸数の一割以

2 前項の区域は、国土交通大臣が告示する。

第四十二条 削除

| 第四十三条 法第二十四条第一項の政令で定める (公共土木施設等の小災害債の対象となる事業 の施行地域)

共団体の区域とする。 上百二十万円未満、その他の市町村にあつて都道府県及び指定都市にあつては八十万円以 との費用が十万円を超えるもの(公立学校施 む。) の施設に係る災害復旧事業で一学校ご 規定する公立大学法人が設置する学校を含 十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に 行する公立学校(地方独立行政法人法(平成 び当該激甚災害のため当該地方公共団体が施 は三十万円以上六十万円未満のもの(以下 に係る災害復旧事業で一箇所の工事の費用が め当該地方公共団体が施行する公共土木施設 三条第一項の規定の適用に係る激甚災害のた 方公共団体であつて、その年に発生した法第 共団体の標準税収入に相当する額を超える地 「公共土木施設小災害復旧事業」という。)及 次に掲げる事業費の合計額が、当該地方公

> (発行について地方財政法 (昭和二十三年法ため発行について同意又は許可を得た地方債 万円、人口十万人未満五万人以上の市にあつ 万人未満十万人以上の市にあつては二百五十 は八百万円、指定都市以外の市で人口三十万 なると認められるものを含む。次条第一項及 による協議を受けたならば同意をすることと届出がされた地方債のうち同条第一項の規定 災害復旧事業」という。)の事業費に充てる 担のないものに限る。以下「公立学校施設小 ては八十万円とする。以下同じ。)を超える ては百五十万円、その他の市及び町村にあつ 人以上のものにあつては四百万円、人口三十 額が限度額(都道府県及び指定都市にあつて び第四十五条第一項において同じ。)の合計 律第百九号) 第五条の三第六項の規定による

負担する事業に係るもの 体が施行する事業に係るもの又は国が施行 適用に係る激甚災害のため当該地方公共団 その年に発生した法第三条第一項の規定の 第七条の規定により決定された事業費で、 し、当該地方公共団体がその費用の一部を 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

用に係る激甚災害のため当該地方公共団体の年に発生した法第三条第一項の規定の適 条の規定により国が負担する事業費で、そ が施行する事業に係るもの 公立学校施設災害復旧費国庫負担法第三

する事業費で、その年に発生した法第五条暫定措置法第三条の規定により国が補助 方公共団体の区域内で施行される事業に係 の規定の適用に係る激甚災害のため当該地 るもの

いて同じ。)に適用する場合にあつては、そると認められるものを含む。以下この項にお 公共団体の地方債のうち同条第一項の規定に三第六項の規定による届出がされた特定地方 限度額を超える地方公共団体 の年に発生した法第三条第一項の規定の適用 よる協議を受けたならば同意をすることとな の地方債(発行について地方財政法第五条の ついて同意又は許可を得た特定地方公共団体小災害復旧事業の事業費に充てるため発行に 許可を得た特定地方公共団体の地方債の額が に係る激甚災害に関し発行について同意又は る地方公共団体を除く。) 法第二十四条第一項の規定を公共土木施設 (前号に該当す

2 前項の地域は、総務大臣が告示する。 地方公共団体を除く。) 額を超える地方公共団体(前二号に該当する を得た特定地方公共団体の地方債の額が限度 る激甚災害に関し発行について同意又は許可 の地方債に適用する場合にあつては、その年 に発生した法第三条第一項の規定の適用に係 ついて同意又は許可を得た特定地方公共団体 小災害復旧事業の事業費に充てるため発行に 法第二十四条第一項の規定を公立学校施設

町村) (農地等の小災害債の対象となる事業の施行市

第四十四条 同意又は許可を得た地方債の合計額が限度額を 害復旧事業の事業費に充てるため、法第二十 規定する災害復旧事業とみなされるものを含 第六項に規定する災害復旧事業(同条第七項に その事業費を国が補助するもの及び同法第二条 災害復旧事業で暫定措置法第三条の規定により 適用に係る激甚災害のため当該市町村の区域内 市町村は、 超えるものとする。 条第二項に規定する額の範囲内で発行について 甚災害のため市町村が施行する農林業施設小災 額が八百万円を超える市町村であつて、当該激 設小災害復旧事業」という。)の事業費の合計 係る災害復旧事業で一箇所の工事の費用が十三 む。)に相当する農地、農業用施設又は林道に で施行される農地、農業用施設又は林道に係る 万円以上四十万円未満のもの(以下「農林業施 その年に発生した法第五条の規 法第二十四条第二項の政令で定め 定

農地等の小災害債の起債割合等) (特に被害の著しい地域及びその地域における 前項の市町村は、総務大臣が告示する。

第四十五条 法第二十四条第二項に規定する特に 掲げる地域とする。 発行について同意又は許可を得た地方債に適用 意又は許可を得た地方債に適用する場合にあつ 復旧事業の事業費に充てるため発行について同 を農地及び農業用施設に係る農林業施設小災害 被害の著しい地域とされる地域は、同項の規定 する場合にあつては、第十四条第一項第二号に 林業施設小災害復旧事業の事業費に充てるため し、法第二十四条第二項の規定を林道に係る農 ては、第十四条第一項第一号に掲げる地域と

3 2 第一項の地域において施行される農地、農業用 前項の地域は、総務大臣が告示する。 法第二十四条第二項の政令で定める部分は、

部分とし、 害復旧事業の事業費のうち五分の三に相当する 施設又は林道に係るそれぞれの農林業施設小災 同項の政令で定める率は百分の九十

(公共土木施設、農地及び農業用施設等小災害

第四十六条 復旧事業に係る事業費は、工事費及び事務雑費 学校施設小災害復旧事業又は農林業施設小災害 公共土木施設小災害復旧事業、公立

(地方債の利息の定率及び償還方法)

方債を財政融資資金で引き受けた場合における第四十七条 法第二十四条第一項及び第二項の地 2 た地方債の利息の定率によるものとする。 地方財政法第五条第四号の規定によつて起こし した年度における財政融資資金の引受けに係る 当該地方債の利息の定率は、当該地方債を発行

の翌年度以降四年以内の年賦(うち一年以内の災害が発生した年の四月一日の属する会計年度 据置期間を含む。)によるものとする。 た場合における当該地方債の償還方法は、激甚同条第二項の地方債を財政融資資金で引き受け る会計年度の翌年度以降十年以内の年賦(うち 法は、激甚災害が発生した年の四月一日の属す で引き受けた場合における当該地方債の償還方 (雇用保険法による求職者給付の支給に関する 二年以内の据置期間を含む。)によるものとし、 法第二十四条第一項の地方債を財政融資資金

第四十八条 第一項本文の政令で定める地域について準用す 第二十五条の規定は、法第二十五条

附

七年四月一日以後に発生した災害について適用この政令は、公布の日から施行し、昭和三十

則 (昭和三八年七月一一日政令第二

(施行期日) 四七号)

第一条 この政令は、昭和三十八年八月一日から される選挙から適用する。 経過した日後にその期日が公示され、 は、この政令の施行の日から起算して三箇月を 行令(昭和二十五年政令第八十九号)の規定 施行し、この政令による改正後の公職選挙法施 又は告示 2 1

七一号) (昭和三八年七月二二日政令第二

この 四四号) 政令は、公布の日から施行する。 則 (昭和三九年七月一一日政令第二

1

による改正後の第五十一条の規定は、 この政令は、公布の日から施行し、 年六月十六日から適用する。 昭和三十 この政令

四附号訓 則 (昭和四〇年二月一一日政令第一

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日 四月一日)から施行する。 (昭和四十年

附則 一九号) (昭和四一年四月一四日政令第 抄

(施行期日)

後の第二条第一項及び第二項並びに第四条第一第一条 この政令は、公布の日から施行し、改正 から適用する。 項及び第二項の規定は、昭和四十一年四月一日

九 附 八 号 則 (昭和四二年九月一八日政令第二 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、中小企業団体の組織に関す 律第九十八号)の施行の日(昭和四十二年九月 る法律の一部を改正する法律(昭和四十二年法 二十日)から施行する。

五 附 八 号 則 (昭和四四年六月一三日政令第 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日 -六月十四日)から施行する。 昭 和四 十四

三六〇号 附 則 (昭和四六年一一月二九日政令第

2 五条に規定する措置が指定された災害に関しての規定により同法第十二条、第十三条又は第十 の特別の財政援助等に関する法律第二条第二項 この政令の施行前に激甚災害に対処するため は、 この政令は、公布の日から施行する。 なお従前の例による。

附 一四号) 則 (昭和四七年八月一七日政令第三

の規定により同法第二十二条に規定する措置がの特別の財政援助等に関する法律第二条第二項この政令の施行前に激甚災害に対処するため 指定された災害に関しては、なお従前の例によ る。 この政令は、公布の日から施行する。

附 一七号) 則 1和四七年一二月八日政令第四

三十二条の三の規定は、昭和四十七年六月一日第二十九条、第三十条、第三十二条の二及び第 以後の災害につき適用する。

この政令は、公布の日から施行し、改正後の

(昭和五〇年三月一〇日政令第1

十年四月一日)から施行する。 この政令は、雇用保険法の施行の日 (昭和五

附 三〇六号) 則 (昭和五〇年一〇月二四日政令第 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日 十一月一日)から施行する。 (昭和五十年

(昭和五〇年一〇月二八日政令第 2

この政令は、公布の日から施行する。 三一〇号)

号) (昭和五三年七月五日政令第二八

(施行期日)

第

一条 この政令は、公布の日から施行する。 附則 (昭和五三年七月一一日政令第1 抄

(施行期日) 八六号)

第一条 この政令は、法の施行の日 年十月二日)から施行する。 則 (昭和五十三

三五九号) (昭和五三年一〇月二七日政令第

三十二条の三の規定は、昭和五十三年六月一日 以後に発生した災害につき適用する。 第二十八条の二、第二十九条、第三十条及び第 この政令は、公布の日から施行し、改正後の

附則 三号 (昭和五六年四月一七日政令第一

二月一日以後に発生した災害につき適用する。 に関する法律施行令の規定は、昭和五十五年十 の激甚災害に対処するための特別の財政援助等この政令は、公布の日から施行し、改正後

三七号) (昭和五七年五月一三日政令第

この政令は、公布の日から施行する。 附 則 (昭和五七年八月三一日政令第1

第二十九条の規定は、昭和五十七年七月五日以 後に発生した災害につき適用する。 この政令は、公布の日から施行し、改正後の

(昭和五九年四月二七日政令第

九号)

抄

1 この政令は、 公布の日から施行する。

二九号) 則 (昭和五九年五月一一日政令第一

この政令は、 附則 (昭和五九年五月一八日政令第一 抄 公布の日から施行する。

(施行期日等) 四九号)

第十一条の規定は、昭和五十九年度の予算に係 る国の補助金から適用する。 この政令は、公布の日から施行し、改正後の

五号) 則 (昭和五九年一一月二日政令第三

この政令は、公布の日から施行する

し、同日前に発生した災害については、なお従令の施行の日以後に発生した災害について適用 前の例による。 政援助等に関する法律施行令の規定は、この政改正後の激甚災害に対処するための特別の財 改正後の激甚災害に対処するための特別の

六号) 附 則 (昭和六二年四月三日政令第一一

この政令は、 附則 (昭和六二年六月九日政令第二〇 公布の日から施行する

この政令は、 三号) 公布の日から施行する。

四一〇号) 附 則 (昭和六二年一二月二五日政令第

七〇号) かこの政令は、 (昭和六三年九月一三日政令第二 公布の日から施行する。

抄

1 施行期日) この政令は、 公布の日から施行する。

五号) 附 則 抄 (平成二年一一月九日政令第三二

(施行期日)

1 る法律(平成二年法律第六十二号)の施行の日 供給の促進に関する特別措置法の一部を改正す (平成二年十一月二十日) から施行する。 この政令は、大都市地域における住宅地等の

附 則 抄 (平成三年一月二五日政令第六

号)

施行期日

第一条 この政令は、 する。 平成三年四月一日から施

号) 則 (平成五年一一月八日政令第三五

後に発生した災害について適用する。 第二十三条の二の規定は、平成五年九月一日以 この政令は、公布の日から施行し、改正後の

(平成六年一二月二一日政令第三

施行する。 項の規定の施行の日(平成七年四月一日)から の整備に関する法律第一章の規定及び附則第二 法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律 律中第二編第十二章の改正規定並びに地方自治この政令は、地方自治法の一部を改正する法

附則 (平成七年六月一四日政令第二三

律中第三編第三章の改正規定の施行の日(平成 「年六月十五日) から施行する。 この政令は、地方自治法の一部を改正する法

〇二号) (平成一〇年三月三一日政令第

この政令は、公布の日から施行する。

し、同日前に発生した災害については、なお従令の施行の日以後に発生した災害について適用 前の例による。 政援助等に関する法律施行令の規定は、この政改正後の激甚災害に対処するための特別の財

六 附 一 号 則 (平成一〇年四月一七日政令第一 抄

(施行期日)

第 一条 この政令は、公布の日から施行する。 附 則 (平成一〇年一〇月三〇日政令第

三五一号) 抄

(施行期日) この政令は、平成十一年四月一日から施行す

1

四二一号) (平成一〇年一二月二八日政令第

る。 この政令は、 平成十一年四月一日から施行す

三四六号) 則 (平成一一年一〇月二九日政令第

る。 この政令は、平成十二年四月一日から施行す

1

(施行期日)

二一号 則 (平成一二年三月二九日政令第一

生した災害について適用する。 第一条の規定は、平成十二年一月一日以後に発 この政令は、公布の日から施行し、改正後の

三二号) 附 則 (平成一二年三月二九日政令第一 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成十二年四月一日から施行す

三号) 附 則 抄 (平成一二年六月七日政令第三〇

(施行期日)

律の施行の日(平成十三年一月六日)から施行第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法 する。

六 附 一 号 則 (平成一二年六月二三日政令第三

る。 この政令は、平成十三年四月一日から施行す

1

五五三号) (平成一二年一二月二七日政令第 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十三年四月一日 行する。 「から施

号) 附 則 (平成一四年四月一日政令第一四

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。 附 則 三八五号) (平成一四年一二月一八日政令第 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施 行する。

四五九号) 附 則 (平成一五年一○月二二日政令第 抄

(施行期日)

患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一第一条 この政令は、感染症の予防及び感染症の 号)の施行の日から施行する。 部を改正する法律(平成十五年法律第百四十五

四附号訓 則 (平成一六年四月一日政令第一四

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。 附 則 (平成一七年四月一日政令第一四

三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、国の補助金等の整理及び合 の 日 る法律(以下「一部改正法」という。)の施行 理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正す (平成十七年四月一日) から施行する。

附 号) 則

(施行期日)

第一条 この政令は、 行する。 平成十九年四月一日から施

号) (平成一九年三月九日政令第四四

(施行期日

患者に対する医療に関する法律等の一部を改正第一条 この政令は、感染症の予防及び感染症の 条を加える改正規定、同令第十二条の改正規定、同条を加える改正規定、同令第十二条の改正規定、同条を同令第二十九条とし、同条の次に一関する法律施行令第一条及で 令第九条第一項の改正規定、同条を同令第二十定、同条を同令第二十六条とする改正規定、同十七条とする改正規定、同令第十条の改正規 ら施行する。ただし、第一条の規定、第二条中 令第十一条第一項の改正規定、同条を同令第二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に する法律の施行の日(平成十九年六月一日)か

え、同条を同令第五条とする改正規定、同令第合第二条第四号の改正規定、同条に一号を加令第二条の二を同令第六条とする改正規定、同に加え、同条を同令第七条とする改正規定、同二十三条の項の改正規定、同項の次に次のよう 附則第四条までの規定は、平成十九年四月一日十条まで及び第二十二条の規定並びに次条から る改正規定、同令第三条の表第二十二条第三項 を同令第十条とし、同条の次に二条を加える改とする改正規定、同令第六条の改正規定、同条 条とする改正規定、同令第七条を同令第十三条五条とする改正規定、同令第八条を同令第十四 条及び第四条の規定、第五条中検疫法施行令第 の項の次に次のように加える改正規定、同表第 正規定、同令第五条第三号の改正規定、同条を 同令第一条の次に二条を加える改正規定、第三 同令第九条とし、同令第四条を同令第八条とす 一条の二の改正規定、同条を同令第四条とし、 条の三の改正規定、第六条、第八条から第二 第一条 この政令は、感染症の予防及び感染症

五号) 則 抄 (平成一九年三月二二日政令第五

(施行期日)

から施行す

第一条 この政令は、 行する。 平成十九年四月一日から施

五号)

抄

則

(平成一九年二月二三日政令第三 (施行期日)

第一条 この政令は、 平成十九年十月一日から施

行する。 (激甚災害に対処するための特別の財政援助等 に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措

第二十八条 施行日前に激甚災害に対処するため ては、 項の地方債を旧公社法第二十四条第三項第四号 年法律第百五十号) 第二十四条第一項及び第二 る当該地方債の利息の定率及び償還方法につい する簡易生命保険資金で引き受けた場合におけ の特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七 に規定する郵便貯金資金又は同項第五号に規定 なお従前の例による。

九 附 二 則 (平成一九年九月二〇日政令第二

この政令は、公布の日から施行する。

五号) 附 則 抄 (平成二〇年五月二日政令第一七

(施行期日)

部を改正する法律の施行の日から施行する。 九 附 七 号) (平成二〇年九月一九日政令第二 抄

患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一

(施行期日)

第一条 この政令は、 行する。 平成二十年十月一日から施

二三号) 附 則 (平成二二年四月二三日政令第一

第二十条第二項の規定は、平成二十二年二月二 十八日以後に発生した災害について適用する。 この政令は、公布の日から施行し、改正後の 九 附 号 〕則 (平成二四年一月二七日政令第一

(施行期日)

抄

第一条 この政令は、地域の自主性及び自立性を 施行する。 規定の施行の日(平成二十四年二月一日) 規定の施行の日(平成二十四年二月一日)からの整備に関する法律附則第一条第六号に掲げる 高めるための改革の推進を図るための関係法律

号 附 則 抄 (平成二五年二月六日政令第二八

施行期日)

(平成一九年八月三日政令第二三 第一条 この政令は、 る法律附則第一条ただし書に規定する規定の施 地方自治法の一部を改正す

1 この政令は、令和六年四月一日から施行す(施行期日) (施行期日) 内側 (令和五年五月二六日政令第一九 円 則 (令和五年五月二六日政令第一九 円 則 (令和五年五月二六日政令第一九 円 別 (この政令は、令和六年四月一日から施行界日)	· 抄 《令和五年四月七日政令第一六三	・施庁する。 第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から (施行期日)	三五三号) 抄附 則 (平成二八年一一月二四日政令第	の政令は、平成二十八年四月一日から施行四二一号)		の奄亍の日(平戈二十七年七月十1日)から奄この政令は、水防法等の一部を改正する法律十三号)	いには、	成二十四年法律第六十七号)の施行の日(平成施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平	9る法律の一部を改正する法関する教育、保育等の総合的	この汝命は、子どよら・子育で支援去及び就学 一二九号) 「一八年の二十年三月三一日政令第一	別(はなことを目を一日なららっる。 不成二十七年三月三十一日から	Z 成二ー 当三三月二十一日 4 つ平成二七年三月二七日政令第一	日 () 平 第	一部を改正す	(平成二七年一月三〇日政令第三平成二十五年三月一日)から施行す
徒に対する教育(以下この表におい〇円 視覚障害者である幼児、児童又は生一三、五〇 視覚障害者である幼児、児童又は生一三、五〇 で中等教育学校の前期課程を含む。)円	(義務教育学校の前期課程を五、五円)	準額の	学校の種類 児童等一人別表第三(第三十七条関係) 児童等一人日初康壊による大破の場合	○・七メートル未満の浸水の場合及び〇・七メートル未満の浸水の場合及び	る半壊を除る	各階につき床上〇・七メートル以上十分の三土砂崩壊による半壊の場合 十分の五	メートル未満の浸水の場合 各階につき床上一・二メートル以上二十分の七	の場合 各階につき床上二メートル以上の浸水十分の八	十分の	割合乗ずべき	備	して定める施設 財務大臣と協議	文部科学大臣が財務大臣と協議文部科学大臣が体育館 三、〇〇〇円	もの お設置するもの三〇、〇〇〇円 市が設置するもの三〇、〇〇〇円	五五、〇〇〇円	会教育施設の種類の基準額の基準額の基準を
 	た議	財務大臣と料学大臣がで、文部	備めり	かこ必要を行った。 かって必要を行った。 かって必要をからします。 かっこ かんき	大学 科 ○円	庭に関する学一〇、五〇円	業に関する学二八、〇〇	水産に関する学一八、五	農業に関する学一三、五期課程を含に関する学科 円	業	に協義した おお 発大!	囲内で、一円以下の	行う特別支援学校 ○円以上一	視覚障害教育及び聴覚障害等教育を一三、五〇別支援学校	● である幼児、児童又は生徒に対す・)である幼児、児童又は生徒に対す一由者又に疖弱者(身体虚弱者を含む○円	五
正 特別支援学校 三十一人児童等の数×・ から六十20 から六十20 1 2 3 0 4 × 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	. 1 8	九です 百一人 9 5 4	七 — 四	と - - - - - - - - - -	二百五十250人× 1000人× 1100 1100	二百五2+(児童 二百五2+(児童		が用果品となる。 への可入りので中等教育学校の五十一人児童学校の後期課程及下	学	人以上 7 8 + () 2 0	千二百一: 6 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	が が が ら 千 二 の ら 十 こ の も の も の も の も の も の も の も の も の も の も の も の も の も の も の も の の も の の も る る る の も る る る る る る る る る る る る る	ス 人まで 	から六百5+		百人児童等の数

				を育	育 高			
				を含む。)	学等			
				む た) 0	交学り校			
				Ú Ú	シベス			
				Ĭ	頭中			
				1)			
				<u></u>	呈教			
人千	百か八	人か四		× 14 . TF	下五	人百	で八人百	十か六
以六上云	人ら百	まで、	_	でら十	+	以八上十	十か二	人ら十
上百	人まで ら 千 ヵ 人	/ (百人	百一	人	上十	人ら十	人まで
× 数 7 1	一	百人	<u>人か</u> · 8 1	1 児	<u>以</u>	· 0 1	<u>ま百一</u> · 0 1	$\frac{-1}{0.6 + 6}$
$\begin{bmatrix} 0 & 0 & 1 \\ 0 & 1 & 1 \end{bmatrix}$, 4		$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$		8 竜	0	51 + 8	$7 \ 1 + 2$	0 0 0
1 + 6 2	$0 \stackrel{\circ}{\sim} 0 \stackrel{\circ}{9}$	0 0 4		8 童	人		0 2 0	人 児 人
13 ' 0	0 児人	0 児 人	0 児人	の	×	0 児 人	0 児人	ン 童×
- 7C -	人童×	人童×	人童×	数	3.	人童×	人童×	× 等 1
0 童 人 0 m ×) 等 1	─ 等 1	○ 等 3	×	1) 等 0) 等 1	00.
	× Ø .	× Ø .	× Ø .	3	8	× Ø .	× Ø .	. 数 2
<u> </u>	0数0	0数4	0数1	•		0数9	0数0	8 0